

政策会議付議事案書（令和元年11月28日）

提案課名 農業振興課

報告者名 今井 剛

<p>事案名</p>	<p>台風第19号による農地等災害の復旧事業について</p>	<p>④ 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>令和元年10月12日（土）に本市を直撃した台風第19号により、農地や農地畦畔（以下「農地等」という。）が崩落（損壊）する被害が市内113か所において発生しました。規模が大きいものについては、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国の「農地災害復旧事業」を活用し復旧を図ります。</p> <p>また、被災農地の中には、補助要件や農業者の意向により国の補助対象とならない場合があり、現に、営農に支障をきたしていること、今後も大規模な自然災害が多発する可能性がある中、農業者の営農意欲が大幅に減退する恐れがあること等に鑑み、秦野市農業協同組合（以下「JA」という）と連携し、復旧を支援するものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>令和元年10月12日 台風被害発生</p> <p>〃 14日 被害状況調査（農業用施設、農作物）</p> <p>〃 20日 被害状況調査（農地）</p> <p>〃 21日～ ・ 国の災害復旧事業の活用について県と調整 ・ 市とJAが独自の支援制度について検討</p> <p>〃 29日 台風第19号が激甚災害に指定</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>1 「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国の「農地災害復旧事業」の活用にあたり、事業費と国の補助金との差額分を分担金として農業者から徴収すること。</p> <p>2 秦野市農地災害復旧工事補助金制度を新設し、その交付要件として、次のとおり定めること。</p> <p>(1) 補助対象となる農地等は、最大24時間雨量が80ミリ以上又は80ミリ未満であっても連続雨量又は時間雨量が概ね1時間当たり20ミリを超える雨量を伴い、かつ激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく指定を受けた災害によって損壊したものであること。</p>	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">決定等を要する事項</p>	<p>(2) 補助対象額は、植生土のうによって復旧した場合の工事費として1平方メートルあたり17,500円を単価とし、平米単価に被災面積を乗じた額とすること。(実際の工事費が当該額を下回った場合は、実際の工事費とする。)</p> <p>(3) 補助率は事業費の3分の1とすること。</p> <p>(4) 被災面積が20平方メートル以上のものを補助対象とすること。</p> <p>(5) 復旧方法は問わないこと。</p> <p>(6) 既に農業者により復旧された被災農地について、事後の申請であっても、要件を満たせば補助の対象とする。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の取扱い</p>	<p>1 国の「農地災害復旧事業」  令和元年12月 令和元年12月市議会第4回定例会に条例制定議案及び補正予算案を提出(施行日は公布の日)</p> <p>2 市の農地等災害補助制度  令和元年12月 令和元年12月市議会第4回定例会に補正予算案を提出  補助金交付要綱を施行  事前に把握している対象者に個別に周知するとともに、市ホームページやJAの組合員向けメール等により周知</p> <p>〃 12月 補助金申請受付開始(令和2年1月末まで)</p> <p>令和2年 2月～ 補助金申請書類の審査、補助金交付</p>

令和元年 11 月 28 日 農業振興課作成

## 農地災害の復旧に係る対応方針（案）

### 1. 目的

市民等への食料供給を目的とした生産手段としての農地の公益性とその担い手である農業者の経営環境維持の必要に鑑み、台風第 19 号により被害を受けた農地の復旧について、次のとおり農業者に対する支援を実施するための方針を決定する。

### 2. 被害の概要（令和元年 11 月 25 日時点）

菖蒲、三廻部、菩提、横野、西田原、蓑毛、寺山、今泉、曾屋等の山間部、丘陵地帯に偏在する形で、113 箇所の農地・農地畦畔の崩落が発生している。このうち、菩提地区、菖蒲及び三廻部地区においては、隣接住宅の敷地内や生活道路にまで土砂が流入しているケースがある。

### 3. 国の補助事業について

被災した農地を復旧するためのスキームとして農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定法」という。）に基づく、「農地災害復旧事業」がある。

主な要件は、以下のとおり。

- (1) 事業主体は、地方自治体（県・市）、JA 及び土地改良区等であること。

※個人の農業者は実施主体とはならない。

- (2) 肥培管理がされていること。

※地目が農地であっても耕作放棄地や山林化した土地は対象とならない。

- (3) 1 箇所の工事費用が 40 万円以上であること。

- (4) 傾斜が 20 度以下の農地であること。

- (5) 補助率は原則、国が 5 割で自己負担が 5 割

※ 激甚災害の指定を受けた場合には国が約 9 割 5 分、農業者の自己負担は同 5 分程度となる可能性が高いとのこと。

この他、10月29日に農水省関東農政局 大勝学 災害査定官に国補助の対象について質問をしたが、以下のとおりであった。

- (1) 二線引畦畔は補助対象外
- (2) 販売農家でないものは補助対象外
- (3) 山林は補助対象外

#### 4. 国の補助事業を活用する場合の問題点

- (1) 発災から復旧計画概要書の提出まで60日以内、国による査定が12月中という期限が設定されており、その間に被害面積の測量や測量に基づく場所ごとの設計図書の作成が必要となることから、非常にタイトなスケジュールとなっている。
- (2) 被害を受けた農地畦畔の多くが急傾斜（外形上概ね40～50度程度）であるが、その場合には、コンクリートブロック積み工等による補強工事を行うよう求められる。
- (3) 本格的な構造物を設置するとなると隣地との境界を確定する必要が生ずるため、本来当事者間に抛るべき民々の境界に関し市が主体的に関与することとなる。また、測量のための現場立会いや測量業務、またその後の復旧計画書の作成に要する時間を考えれば、農地そのものが崩落している場合など被害の甚大さ、農業経営への影響等により優先順位を決める必要がある。

#### 5. 対応その1（国庫補助の活用）

以上を踏まえ、耕作地そのものが崩落している菩提の4箇所、西田原の2箇所について国の「農地災害復旧事業」を活用する。

国の補助事業は、事業主体となる市が私有地である農地をあくまでも原状に復旧するものであるが、コンクリートブロック積み等による補強工事及び重機進入のための仮設工事が必要となる場合も想定されるため、工事費が比較的増大し、かつ農業者の自己負担を伴う。

したがって、市が復旧工事をする事、工法は市に一任すること、自己負担が生ずること、完成後の構造物に関しては自分で維持・管理すること、構

造物の設置について土地境界を明確にし、隣接地権者の同意を得ること、等について農業者の承諾を得たうえで、市が事業主体となって施行する。

6か所の工事費の合計は、約2,470万円である。

## 6. 対応その2（市独自の補助制度）

被害規模の比較的小さい農業者10人程度に国の補助の活用についての打診を行ったが、全員が希望しないという回答であった。

主な理由は以下のとおり。

- (1) 自己負担をして当該個所だけ補強しても他の同じような場所と一体で施工しなければあまり意味がない。
- (2) 擁壁を築造するまでのことはない。
- (3) 将来的に擁壁の維持・管理はしたくない。
- (4) 境界確定の手間は避けたい。
- (5) 土のうなどによる簡易な土留めを考えている。

なお、意向確認の際には、土のうやシガラ鋼板などの材料支給や簡易な復旧に対する市の支援を要望された。

このように、一部のケースを除き、ほとんどの事例においては国庫の活用を希望しないことが想定される。

しかし、今回の被害は（耕作地そのものではない）農地畦畔が崩落したケースがほとんどであるが、土砂が流入した畦畔下の農地に関しては今後の営農に支障を来たしており、先の台風15号による被害と総合的に勘案すれば、今後、露地野菜の不作等農業経営に大きな影響を及ぼす恐れがあること、担い手不足・高齢化の進展等に依然好転の兆しが見られないこと、各種自由貿易協定の締結により国産農産物が厳しい国際競争下に置かれていること、地球温暖化が原因との指摘もある台風第19号のような大規模災害のますますの頻発化の傾向、などの本市農業を取り巻く現下の環境を考えれば、今、離農の瀬戸際に立たされているとあっていい市内の多くの農業者の営農意欲をこれ以上減退させないため、また、本市での営農に将来的希望を持ってもらうために、今回の台風第19号による農地への広範な災害を契機として、秦野市農協を始めとした関係

機関の協力を得ながら、一定の自然災害（暫定法、激甚災害法が適用される災害）によって被害を受けた農地の復旧について、市として独自の支援を行っていく。

### 【支援策の概要】

時間的制約や工事費の増大により国補助事業を活用しない場合において、農業者が独自に次の措置を施し、自己負担額が発生する（している）場合にはその一部を市が補助する。

- (1) 植生土のうや土羽によって復旧する場合
- (2) シガラ鋼板等によって復旧する場合
- (3) 既に(1)及び(2)の状態で復旧が済んでいる場合も補助対象とする。

土のうやシガラ鋼板による土留めは、国庫補助が求める工法と比較した場合には、強度という点で劣ることは否定できない。

しかし、今回は多発という形で周知のものとなったが、過去の台風の時にも同規模程度の畦畔の崩落は何件か発生した事例はあり、市が把握している限りにおいては、当時、特段の措置を採らなかったか、あるいは農業者自らが土のう等による簡易な方法で対応してきた経過がある。

また、日常的に車両の輪荷重に耐えなければならない農道の畦畔が崩落した場合においても、土のうやシガラ鋼板による復旧が慣例的であることから、市民・農業者の理解と日常的な安全性は充分得られるものとする。

### 7. 市独自の補助制度の具体的要件

- (1) 植生土のう（植物の種子が含まれている）によって復旧した場合の工事費を試算し、被災面積20㎡以上のものを補助対象とする。

〔理由〕

- ◆ 通常の土のうよりも強固であるため。
- ◆ 国の補助対象が40万円以上であることに倣い、当該金額で施工可能な面積を算出

400,000円÷17,500円≒23㎡であるため20㎡以上とした。

一般的な人力による「土のう工」のケースを、県土木工事標準積算基準書等を基にした積算方法で算出した $\text{m}^2$ あたりの単価は17,500円

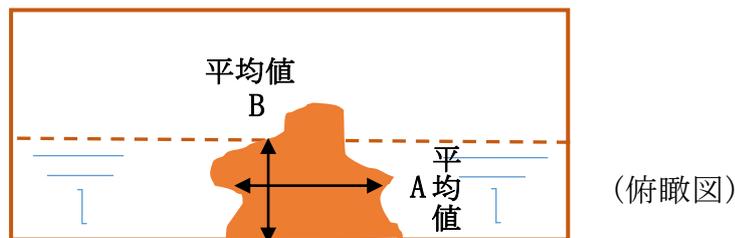
- (2) 土のうは、現場において、崩落した土砂で作成すること。
- (3) 土砂が流出してしまっている場合、撤去済みの場合は、必要量を NEXCO 中日本から提供してもらう。
- (4) 補助率は1/3とする。

[理由]

- ◆ 商業者、商業者団体に対する財産形成に関する補助制度についても、1/3、30%であること。
- ◆ 地域農業の振興に中心的に携る3者（農業者・JA・市）が平均して負担するというあり方が望ましいと考えること。

- (5)  $\text{m}^2$ 当りの工事費が17,500円を超えた場合の補助額は、 $\text{m}^2$ 単価17,500円を上限とした額の1/3とする。
- (6) 積算は植生土のうを前提としているが、事態の緊急性と私有地であることに鑑み、復旧方法については特に問わない。
- (7) 既に復旧が完了している個所は、被災写真及び領収書等の証拠資料の添付を条件に、限度額の範囲内で補助を行う。

★ 面積の算定方法＝被災畦畔の幅A×高さB



- (8) 被災農地（崩落畦畔の上側）が耕作放棄地等でないこと及び被災農地において今後営農を継続する意思があること。
- (9) 補助対象者に市税の滞納がないこと。

以上、市独自の補助制度の対象地は70箇所、市が負担する工事費の1/3の合計は約1,820万円である。

## 8. 国補助にかかる今後の流れ

(1) 意向確認

11月27日最終確認

(2) 県への確定報告

11月11日

(3) 県への復旧計画概要書の提出

12月6日まで

国補助事業の活用希望者については、現地測量及び測量に基づく設計図書（査定を受けるための書類）を作成する。

(4) 国の査定

12月17日

(5) 予算措置

12月議会で補正予算（追加議案）を計上するもの。

## 9. 市補助にかかる今後の流れ

(1) 意向の確認

11月18日～20日に被災面積20㎡未満、荒廃農地等対象とならないものを除く77箇所に関し個別に農業者と接触した結果、70箇所について市の補助を活用したい意向があることを確認した。

(2) 要綱案制定

11月27日（政策会議前）

(3) 予算措置

国補助と併せ12月議会で補正予算（追加議案）を計上するもの。

※政策会議 11月28日

## 10. 負担額の比較

(1) 農業者の負担

法面45度、高さ3mの畦畔をコンクリートブロック積み工（人力）で復旧する前提で試算した場合の工事費の単価は、㎡当たり約150,000円（175,476円×0.85）である。

したがって、この場合、農業者の㎡当りの負担額（5分）は7,500円である。一方、本案に基づく支援システムの単価は17,500円/㎡であるため、仮に4割負担したとしても同7,000円となる。

## (2) 市の財政負担

国庫事業を活用した場合、現地測量の費用は事業主体である市の持ち出しとなり、うち半分が国庫による補助が受けられる可能性がある。

1箇所にかかる測量費の平均を30万円として、90箇所で1千350万円が市の実質的負担となるが、時間的制約と本市技術職員の人数を考慮すれば、これら全ての土地の現地測量に加え、12月6日までの復旧計画概要書の作成についても外部委託せざるを得ず、その場合の両事業の委託費は、本案に基づく支援システムによって市が負担する費用見込み

（約1,820万円）以上の額を要することは明らかである。（そもそもこの条件では、受託業者が確保できない可能性が極めて高い。）

また、12月17日に実施される国の査定においても全てが採択される確証はないことなども思慮すれば、本案による市の財政負担は妥当であると考えらる。

### 11. その他

建設発生土の提供については、11月1日にNEXCO 中日本 西工事区工事長から協力できる旨の回答があった。

また、JAの負担分（1/3）の拠出については、11月25日の役員会で基本的合意が得られている。（令和元年12月20日に開催予定の理事会において最終決定）

議案第 号

秦野市農地災害復旧事業分担金徴収条例を制定することについて

秦野市農地災害復旧事業分担金徴収条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年 1 2 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

#### 提案理由

本市内の農地が地震、台風等の自然現象に起因した災害により甚大な被害を受けた場合において、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国の農地災害復旧事業を活用して復旧を図るに当たり、受益者負担の観点から分担金を徴収することとするため、制定するものであります。

秦野市農地災害復旧事業分担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）の適用を受けて本市が実施する農地の災害復旧事業（以下「災害復旧事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定により分担金を徴収することについて必要な事項を定める。

(分担金)

第2条 分担金の額は、災害復旧事業に要する経費から、国及び神奈川県補助金を差し引いて得た額とする。

2 前項の分担金は、その災害復旧事業の受益者から徴収する。

3 同一の災害復旧事業について受益者が2人以上ある場合における分担金の配分は、それぞれの受益者が所有し、又は耕作する農地の面積等を考慮して、市長が決定する。

(分担金の納期限)

第3条 分担金の納期限は、納入通知書を発行した日の翌日から起算して30日後とする。

(徴収の猶予)

第4条 市長は、受益者から申請があった場合で、災害その他やむを得ない理由によりその受益者が分担金を納付することが困難であると認めるときは、分担金の徴収を猶予することができる。

2 前項の規定により徴収を猶予した場合の分担金の納期限は、市長が別に定める。

(延滞金の徴収)

第5条 市長は、分担金を納期限までに納付しない者に対しては、秦野市債権の管理等に関する条例（平成19年秦野市条例第25号）第7条に定める延滞金の規定により延滞金を徴収する。

2 前項の場合において、前条第1項の規定により分担金の徴収を猶予された期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 秦野市農地災害復旧事業分担金徴収条例施行規則制定案要綱

### 1 事業の申請

農地災害復旧事業（以下「事業」という。）の採択を受けようとする者は、農地災害復旧事業申請書を市長に提出するものとする。

### 2 採択の通知

市長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかに事業の採択の可否を決定し、農地災害復旧事業採択（不採択）通知書により申請者に通知する。

### 3 事業の完了及び分担金の納入の通知

市長は、事業が完了したときは、速やかに農地災害復旧事業完了通知書兼分担金納入通知書により申請者に通知し、及び分担金を徴収する。

### 4 分担金の徴収猶予の申請

分担金の徴収の猶予を受けようとする者は、農地災害復旧事業分担金徴収猶予申請書を市長に提出するものとする。

### 5 分担金の徴収猶予の決定

市長は、前項の申請があったときは、速やかに猶予の可否を決定し、農地災害復旧事業分担金徴収猶予決定（不決定）通知書により申請者に通知する。

### 6 様式

規則の規定により使用する様式を定める。

## 秦野市農地災害復旧事業分担金徴収条例を制定することについて

### 1 条例制定の趣旨及び経緯

本年10月12日に本市を直撃した台風第19号により、市内各地で農地及び農地畦畔が崩落するなどの被害が発生し、特に被災規模が大きい農地では、今後の営農再開の目途が立っていません。

今後も大規模な自然災害が発生する可能性がある中、市民等へ食料を安定供給するための生産基盤としての農地の公益性と、その担い手である農業者の経営環境維持の必要性とを考慮し、被災規模の大きい農地については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国の農地災害復旧事業を活用して復旧を図ることとしますが、その経費の一部について、受益者負担の観点から分担金を徴収するため、地方自治法第224条の規定により、その金額等について条例で定めるものです。

### 2 条例で定める主な内容

- (1) 分担金の額
- (2) 徴収の猶予
- (3) 延滞金の徴収

### 3 分担金の額について

分担金の額は、災害復旧事業に要する経費から、国及び神奈川県補助金を差し引いて得た額とするものです。